

総会

配布：一般

2016年4月20日

原文：英語

人権理事会

第31会期

議事日程議題4

2016年3月23日に人権理事会により採択された決議

31/19. イラン・イスラム共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約およびその他の関連する国際人権文書に基づき、

イラン・イスラム共和国における人権状況に関する、2011年3月24日の16/9、2012年4月3日の19/12、2013年3月22日の22/23、2014年3月28日の25/24および2015年3月27日の28/21の人権理事会諸決議、2015年12月17日の総会決議70/45および総会の全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの決議において為された人権理事会と総会の要請にイラン・イスラム共和国の協力が無いことを憂慮し、

人権理事会に対して提出されたイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の報告書と勧告¹を歓迎し、そして同報告書において指摘された開発およびイラン・イスラム共和国へ渡航する特別報告者への許されたアクセスがないことに重大な懸念を表明し、

2007年6月18日の、人権理事会の制度構築に関する5/1、同理事会の特別手続職務権限保持者の行動規範に関する5/2の同理事会諸決議を想起し、そして職務権限保持者は、これらの諸決議

¹ A/HRC/31/69。

およびその添付文書に従ってその義務を果たすことになることを強調し、

1. イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の職務権限を、一年の更なる期間の間延長することを決定し、そして特別報告者に対し、その第 34 会期の人権理事会とその第 71 会期の総会に、彼の職務権限の実施に関する報告書を提出することを要請する。

2. イラン・イスラム共和国の政府に対し、特別報告者と十分に協力することそして同国を訪問するためアクセスを許可すること、また職務権限の遂行を許すため必要な情報を提供することを求める。

3. 事務総長に対し、職務権限を遂行するために必要な資源を特別報告者に提供することを要請する。

第 63 回会合

2016 年 3 月 23 日

[20 対 15、棄権 11 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルバニア、ベルギー、ボツワナ、エルサルバドル、フランス、ドイツ、ラトビア、メキシコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、大韓民国、サウジアラビア、スロベニア、スイス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国

反対：

アルジェリア、バングラデッシュ、ボリビア（多民族国家）、ブルンジ、中国、キューバ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニヤ、キルギスタン、ロシア連邦、南アフリカ、ベネズエラ（ボリバル共和国、ベトナム）

棄権：

コンゴ、コートジボワール、エチオピア、ガーナ、モルディブ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、トーゴ]